

いばらき

第395号

雇用ニュース

2015年3月



「ナノハナと晴天・国営ひたち海浜公園（ひたちなか市）」（観光いばらき「写真ひろば」より）

◇◇ 雇用に関するご相談はハローワークへ！ ◇◇

－ おもな内容 －

- ・ 県内の雇用情勢 2
- ・ 平成27年度の大学等卒業予定者を対象とした求人公開日は8月1日になります！ . . . 3
- ・ 障害者の雇用の促進等に関する法律が一部改正されます 4
- ・ 平成26年度「障害者就職面接会」（後期）を開催しました 5
- ・ 平成27年4月施行「パートタイム労働法」改正の要点について 6
- ・ もう、チェックした？最低賃金729円 7
- ・ 茨城県雇用関係主要指標 8

茨城労働局職業安定部

ホームページアドレス <http://ibaraki-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

有効求人倍率 1.10倍

「雇用情勢は、一部に厳しさが見られるものの、改善が進んでいます」

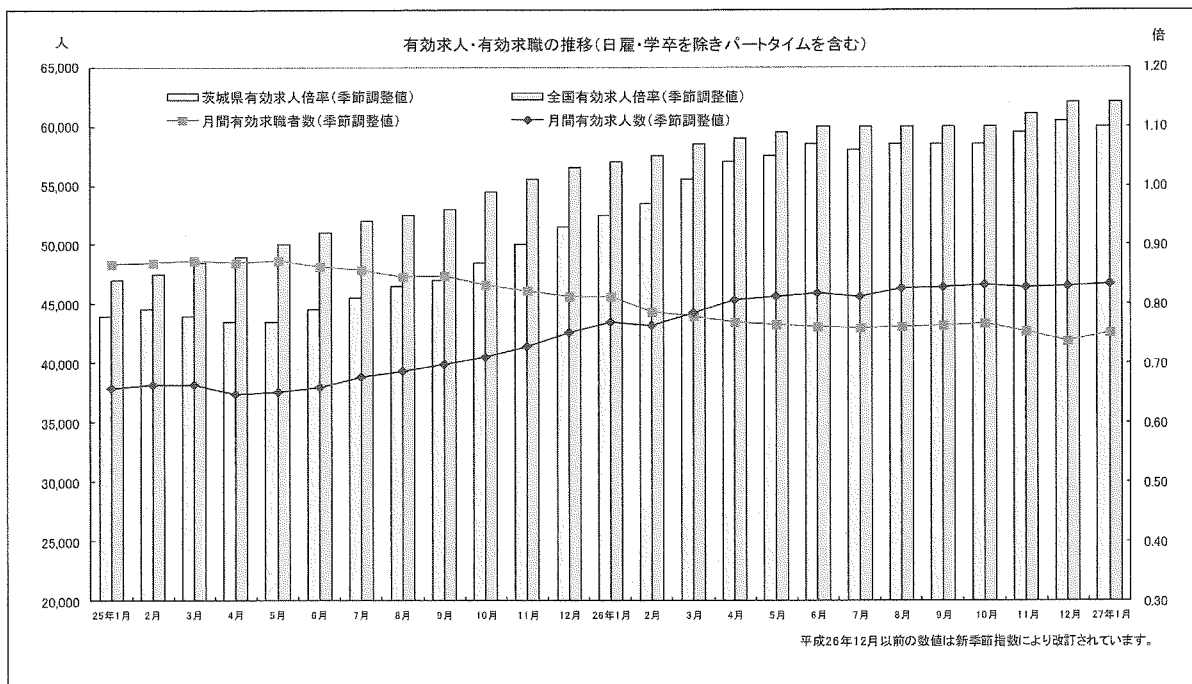
1 概況

1月の雇用失業情勢をみると、新規求人数は18,337人で、前年同月と比較して5.1%増と17ヶ月連続の増加となりました。雇用形態別では、一般常用は同1.4%の増加となり、常用的パートタイムは同10.8%の増加となりました。新規求職申込件数は11,947人で前年同月比3.4%減と18ヶ月連続の減少となり、雇用形態別でみるとパートタイムを除く常用は同2.7%の減少、常用的パートタイムは同4.5%の減少となりました。また、パートを含む常用求職者の若年求職者（34歳以下）は同7.9%の減少となり、高齢求職者（60歳以上）は同4.1%の増加となりました。

有効求人数（原数値）は、45,912人で前年同月比は7.5%増と、18ヶ月連続の増加となりました。

一方、有効求職者数（原数値）は38,755人で同6.6%減と、18ヶ月連続の減少となりました。

また、求職者1人当たりの求人数を示す有効求人倍率は1.10倍（季節調整値）で、前月を0.01ポイント下回りました。なお、原数値は1.18倍と前年同月を0.15ポイント上回りました。



2 新規求人の動き

新規求人数は18,337人となり、前年同月比で5.1%増と17ヶ月連続の増加となりました。

産業別にみるとサービス業（前年同月比22.6%増）、卸売業、小売業（同9.0%増）、医療、福祉（同7.9%増）などで増加となりましたが、生活関連サービス・娯楽業（前年同月比23.4%減）などが減少となりました。

規模別でみると、100～299人（前年同月比15.8%増）、300～499人（同12.1%増）、30～99人（同9.6%増）、29人以下（同2.3%増）は増加となり、1,000人以上（前年同月比36.1%減）、500～999人（同13.9%減）は減少となりました。

雇用形態別では、一般常用は前年同月比1.4%の増加となり、常用的パートタイムは同10.8%の増加となりました。

3 新規求職の動き

新規求職者数は11,947人となり、前年同月比で3.4%減と18ヶ月連続の減少となりました。

雇用形態別の割合では、一般求職者は69.7%（前年同月69.3%）と0.4ポイント上回り、数では前年同月比で2.7%減と18ヶ月連続の減少となりました。

一方、パートタイム求職者は、割合で30.3%（前年同月30.7%）と0.4ポイント下回り、数では前年同月比で4.5%減となりました。

また、パートタイムを含む常用求職者で見ると、新規求職者数のうち34歳以下の若年者の占める割合は36.4%と前年同月（38.2%）を1.8ポイント下回りましたが、数でも前年同月比で7.9%の減少となりました。

同じく、パートタイムを含む常用新規求職者のうち、60歳以上の高齢者の占める割合は15.5%となり、前年同月（14.5%）を1.0ポイント上回り、数は前年同月比で4.1%の増加となりました。

4 失業の動き

失業の動きを雇用保険業務でみると、受給資格決定件数は2,685件で、前年同月と比較し10.4%増と18ヶ月ぶりの増加となりました。また、新規求職者数に占める割合は22.5%と、前年同月（19.7%）を2.8ポイント上回りました。

雇用保険受給者実人員は8,377人と、前年同月比で10.3%減と16ヶ月連続の減少となりました。

雇用保険被保険者資格喪失者のうち事業主都合離職者は1,142人で、資格喪失者の割合では10.8%（前年同月5.6%）となり、事業主都合離職者数では前年同月比116.3%増となりました。

大学等卒業予定者の採用をお考えの事業主の皆さま
 大学等卒業予定者の皆さま
 ハローワークからのお知らせです。

平成27年度の大学等卒業予定者を対象とした 求人公開日は8月1日になります！

大学、短期大学と高等専門学校の平成27年度卒業・修了予定者から、就職・採用活動のスケジュールが変更になります。これを踏まえ、ハローワークにおける求人公開日も変更になります。

大学等卒業予定者の就職・採用活動に関する開始時期の変更	
広報活動	卒業・修了年度に入る直前の3月1日以降 (昨年度は12月1日)
選考活動	卒業・修了年度の8月1日以降 (昨年度は4月1日)
ハローワークにおける求人公開日の変更	
求人の受理	3月1日以降
求人の公開 大学等卒業予定者に対する職業紹介	8月1日以降 (昨年度は4月1日)

なお、大学等卒業予定者を対象とする求人のうち、既卒者の応募が可能で、通年採用(入職時期を限定しない)が可能な求人については、早期に就職を希望する既卒者への職業紹介に活用するため、求人受理時に通年採用の可否を確認させていただきます。

「新卒応援ハローワーク」における就職支援について

求人公開日前であっても、大学等卒業予定者を対象とする就職相談やセミナーを実施しています。

また、既卒者を対象とした各種支援も実施していますので、「新卒応援ハローワーク」の窓口でぜひお尋ねください。

「新卒応援ハローワーク」の支援メニュー(ご利用はすべて無料です)

- 全国のネットワークによる豊富な求人情報の提供・職業紹介・中小企業とのマッチング
- 職業適性検査や求職活動に役立つ各種ガイダンス・セミナーなどの実施
- 担当制の個別支援(定期的な求人情報の提供、応募先の選定や就職活動の進め方の相談、エントリーシートや履歴書などの作成相談、面接指導など)
- 臨床心理士による心理的サポート
- 求職者の希望を踏まえた個別求人の開拓など

「新卒応援ハローワーク」とは…大学等卒業予定者や既卒者の就職を支援する専門のハローワークです。



お問い合わせは **茨城労働局 各ハローワーク** まで

障害者の雇用の促進等に関する法律が一部改正されます

1 障害者に対する差別の禁止及び合理的配慮の提供義務について

(施行期日:平成28年4月1日)

◎ 障害者に対する差別禁止※1、合理的配慮の提供義務※2を規定。

※1 不当な差別的取扱いを禁止。このため、職業能力等を適正に評価した結果といった合理的な理由による異なる取扱いが禁止されるものではない。

※2 事業主に対して過重な負担を及ぼすときは提供義務を負わない。

◎ 必要があると認めるときは、厚生労働大臣から事業主に対し、助言、指導又は勧告を実施。

* 今後、労働政策審議会障害者雇用分科会の意見を聴いて、具体的な内容は指針を策定。
 なお、禁止される差別や合理的配慮の内容として、以下のものなどが想定される。

【想定される差別の主な具体例】

募集・採用の機会	○ 身体障害、知的障害、精神障害、車いすの利用、人工呼吸器の使用などを理由として採用を拒否すること など
賃金の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用など	障害者であることを理由として、以下のような不当な差別的取扱いを行うこと ○ 賃金を引き下げること、低い賃金を設定すること、昇給をさせないこと ○ 研修、現場実習をうけさせないこと ○ 食堂や休憩室の利用を認めない など

【想定される合理的配慮の主な具体例】

募集・採用の配慮	○ 問題用紙を点訳・音訳すること・試験などで拡大読書器を利用できるようにすること・試験の回答時間を延長すること・回答方法を工夫すること など
施設の整備、援助を行う者の配置など	○ 車いすを利用する方に合わせて、机や作業台の高さを調整すること ○ 文字だけでなく口頭での説明を行うこと・口頭だけでなくわかりやすい文書・絵図を用いて説明すること・筆談ができるようにすること ○ 手話通訳者・要約筆記者を配置・派遣すること、雇用主との間で調整する相談員を置くこと ○ 通勤時のラッシュを避けるため勤務時間を変更すること など

2 法定雇用率の算定基礎の見直しについて

(施行期日:平成30年4月1日)

◎ 法定雇用率の算定基礎の対象に、新たに精神障害者を追加。

◎ 法定雇用率は原則5年ごとに見直し。

$$\text{法定雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} - \text{除外率相当労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 施行後5年間(平成30年4月1日～平成35年3月31日まで)は猶予期間とし、法定雇用率の引上げについては、障害者の雇用状況や行政の支援状況等を踏まえ、労働政策審議会障害者雇用分科会で議論。

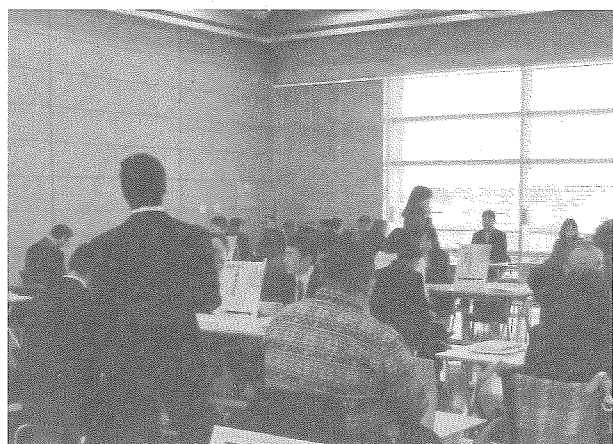


お問い合わせは **茨城労働局 各ハローワーク** まで

平成 26 年度「障害者就職面接会」(後期) を開催しました

平成 25 年 4 月 1 日からの障害者法定雇用率の改定（民間企業の法定雇用率が 1.8%から 2.0%に引き上げられました。）などを背景として、企業の障害者雇用に対する理解が進むとともに障害者の就職意欲も高まってきておりますが、障害者の雇用促進を目的とした障害者就職面接会（後期）を、平成 27 年 2 月 5 日の土浦会場を皮切りに県内 4 会場で開催しました。

就職面接会の実施結果は、平成 27 年 2 月末現在で参加事業所が延べ 197 社、参加求職者が同 686 名で、16 名の方が内定しております。



茨城労働局は、ハローワークと一体となり法定雇用率未達成企業に対し、障害者雇用促進法の遵守、障害者雇用促進に関する相談等の継続的な指導・援助を行っています。障害者の雇用に関するご相談は、最寄りのハローワークにて常時お受けしておりますのでお気軽にお問い合わせ下さい。

平成 27 年
4 月施行

「パートタイム労働法」改正の要点について

I 正社員と差別的取扱いが禁止されるパートタイム労働者の範囲の拡大

正社員と差別的取扱いが禁止されるパートタイム労働者の範囲

【現行】(1)～(3)すべて該当

- (1)職務の内容が正社員と同一
- (2)人材活用の仕組みが正社員と同一
- (3)無期労働契約を締結している



【改正後】

(1)(2)が同一であれば、正社員との差別的取扱いが禁止される。

II 「短時間労働者の待遇の原則」の新設

事業主が、雇用するパートタイム労働者と正社員の待遇を相違させる場合は、その待遇の相違は、職務の内容、人材活用の仕組み、その他の事情を考慮して、不合理と認められるものであってはならない。

III パートタイム労働者を雇い入れたときの事業主による説明義務の新設

事業主は、パートタイム労働者を雇い入れたときは、実施する雇用管理措置について、説明しなければなりません。

【事業主が説明することとされる雇用管理措置の内容の例】

- どのような賃金制度なのか
- どのような正社員転換推進措置があるか
- どのような教育訓練や福利厚生施設の利用の機会があるか
- など

IV パートタイム労働者からの相談に対応するための事業主による体制整備の義務の新設

事業主は、パートタイム労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制を整備しなければなりません。

【相談窓口の明示義務】

○労働条件通知書など文書の交付等による明示が必要です

* 法改正に対応した労働条件通知書は、以下よりダウンロードしご活用ください

茨城労働局 HP トップ→「各種法令・制度・手続き」→「機会均等・両立支援・パート関係」→「改正パートタイム労働法に対応した労働条件通知書」4 ページ

【相談窓口の例】

○相談担当者の氏名、相談担当役職、相談担当部署 など

相談窓口について、その名称や窓口が組織か個人であるかは問いません

* 「昇給」「賞与」「退職手当」の有無は現行法と同様に明示義務があります

※他に、虚偽報告等に対する過料や厚生労働大臣の勧告に従わない企業名の公表制度の創設、葬儀の為勤務しなかったことを理由に解雇等が行われることは適当でないことを指針への明示がされました。

お問い合わせ先 茨城労働局雇用均等室 TEL029-224-6288 まで

もう、チェックした？

最低賃金は、暮らしの支えです。



最低賃金



使用者も、労働者も。

茨城県最低賃金は

729円 時間額

発効日：平成26年10月4日

※特定の産業には特定(産業別)最低賃金が定められています。

茨城県の特定(産業別)最低賃金

産業名	鉄鋼業	はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業(機械器具製造業等)	計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業(電気・精密機械器具等製造業)	各種商品小売業
最低賃金額(時間額)円	834	811	806	780
発効日	H26.12.31	H26.12.31	H26.12.31	H26.12.31

最低賃金制度は、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないとする制度です。詳しくは、茨城労働局のホームページをご覧ください。 <http://ibaraki-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

茨城労働局・労働基準監督署・(一社)茨城労働基準協会連合会・(一社)茨城県経営者協会
茨城県中小企業団体中央会・茨城県商工会議所連合会・茨城県商工会連合会・日本労働組合総連合会茨城県連合会

茨城県雇用関係主要指標

項目 年・月	新規求人数			新規求職申込件数			月間有効(月平均)		就職件数 全数	雇用保険 受給者 実人員 (基本手当分)
	全数	うち 2次産業	うち 3次産業	全数	うち 若年者	うち 高齢者	求人全数	求職全数		
23年度月平均	13,613	3,394	10,089	12,781	5,161	1,665	35,121	50,842	3,834	11,877
24年度月平均	14,362	3,226	10,965	11,967	4,682	1,631	38,569	48,253	3,862	10,913
25年度月平均	15,150	3,345	11,690	11,479	4,363	1,648	40,562	46,730	3,801	10,591
25年 4月	13,013	3,029	9,844	15,597	5,684	3,027	37,174	52,399	4,353	10,584
5	13,977	3,020	10,842	12,985	4,899	1,937	36,182	52,638	3,921	12,121
6	12,920	3,007	9,801	10,857	4,239	1,404	35,735	50,397	3,677	11,905
7	14,644	3,193	11,330	11,578	4,474	1,575	37,212	49,421	3,921	12,445
8	15,025	3,276	11,628	10,382	4,097	1,358	38,489	47,265	3,180	12,111
9	15,174	3,717	11,326	11,649	4,393	1,526	40,783	47,274	3,822	11,346
10	16,172	3,750	12,299	11,874	4,460	1,604	42,530	47,273	4,117	10,950
11	15,954	3,502	12,347	9,645	3,733	1,308	42,805	44,877	3,625	9,993
12	13,302	2,754	10,471	7,715	2,841	1,099	41,048	40,394	3,119	9,475
26年 1月	17,453	4,004	13,341	12,365	4,703	1,777	42,701	41,512	3,322	9,337
2	17,544	3,599	13,804	10,868	4,121	1,469	44,837	42,222	3,504	8,562
3	16,624	3,285	13,241	12,227	4,708	1,691	47,248	45,083	5,056	8,263
26年 4月	16,591	3,702	12,710	15,026	5,355	2,821	45,050	46,915	4,555	7,988
5	16,114	3,431	12,552	11,532	4,177	1,892	43,873	46,638	3,918	9,346
6	15,657	3,232	12,206	10,822	3,993	1,585	43,683	45,366	3,887	9,355
7	16,366	3,805	12,414	10,818	4,083	1,617	43,656	44,240	3,600	9,962
8	17,037	3,246	13,657	9,721	3,695	1,349	44,950	42,754	3,038	9,787
9	17,995	3,888	13,838	11,602	4,262	1,672	47,866	43,657	3,825	9,737
10	18,244	3,938	14,081	11,278	4,172	1,812	48,926	43,995	3,839	9,268
11	16,001	3,257	12,647	8,533	3,120	1,327	47,149	40,902	3,117	8,621
12	14,810	2,957	11,713	7,454	2,727	1,122	45,239	37,189	2,884	8,385
27年 1月	18,337	4,058	14,124	11,947	4,332	1,849	45,912	38,755	3,003	8,377
2										
3										

項目 年・月	求人倍率(季調値)(倍)				前年同月比増減率(%)								全 国 完全失業者	
	新規		有効		新規求人		新規求職		就職件数		受給者実人員		実数 (万人)	失業率 (季調値) %
	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国		
23年度月平均	1.07	1.11	0.69	0.68	22.0	14.2	▲ 1.9	▲ 4.0	5.5	2.1	▲ 3.5	▲ 4.4	289	4.5
24年度月平均	1.20	1.31	0.80	0.82	6.1	10.4	▲ 5.8	▲ 7.3	0.5	▲ 1.7	▲ 7.5	▲ 7.7	280	4.3
25年度月平均	1.32	1.54	0.87	0.98	5.6	8.0	▲ 4.2	▲ 6.5	▲ 1.2	▲ 2.0	▲ 3.2	▲ 8.7	256	3.9
25年 4月	1.12	1.40	0.77	0.88	▲ 7.7	10.5	2.6	▲ 0.7	▲ 7.4	1.0	9.1	0.1	291	4.1
5	1.19	1.42	0.77	0.90	▲ 7.6	6.5	▲ 1.2	▲ 6.2	▲ 9.0	▲ 3.0	3.8	▲ 4.7	279	4.1
6	1.24	1.47	0.79	0.92	▲ 1.3	3.8	▲ 6.3	▲ 9.8	▲ 9.1	▲ 6.1	5.9	▲ 5.6	260	3.9
7	1.25	1.46	0.81	0.94	3.5	13.0	5.4	0.4	1.4	1.2	7.3	▲ 4.1	255	3.9
8	1.29	1.49	0.83	0.95	▲ 1.0	▲ 1.0	▲ 6.3	▲ 1.7	▲ 4.8	▲ 1.6	2.8	▲ 7.8	271	4.1
9	1.27	1.52	0.84	0.96	6.8	9.2	▲ 1.0	▲ 4.5	0.7	0.0	2.7	▲ 5.6	258	4.0
10	1.34	1.57	0.87	0.99	9.4	10.8	▲ 8.1	▲ 10.5	▲ 1.4	▲ 2.7	▲ 2.5	▲ 8.6	263	4.0
11	1.38	1.58	0.90	1.01	4.3	6.9	▲ 7.4	▲ 11.3	▲ 0.5	▲ 6.3	▲ 7.8	▲ 11.9	249	3.9
12	1.40	1.60	0.93	1.03	16.7	10.9	▲ 5.1	▲ 6.8	3.6	▲ 1.2	▲ 9.7	▲ 10.9	225	3.7
26年 1月	1.40	1.63	0.95	1.04	20.8	12.9	▲ 1.5	▲ 6.7	8.8	▲ 0.4	▲ 13.7	▲ 14.3	238	3.7
2	1.51	1.63	0.97	1.05	8.2	7.1	▲ 13.5	▲ 11.0	1.5	▲ 2.3	▲ 17.2	▲ 15.7	232	3.6
3	1.50	1.64	1.01	1.07	15.6	5.4	▲ 7.8	▲ 9.7	2.2	▲ 2.6	▲ 18.9	▲ 15.6	246	3.6
26年 4月	1.51	1.64	1.04	1.08	27.5	10.0	▲ 3.7	▲ 6.0	4.6	▲ 4.3	▲ 24.5	▲ 17.7	254	3.6
5	1.51	1.64	1.05	1.09	15.3	4.0	▲ 11.2	▲ 10.5	▲ 0.1	▲ 6.7	▲ 22.9	▲ 20.2	242	3.5
6	1.51	1.65	1.07	1.10	21.2	8.1	▲ 0.3	▲ 1.7	5.7	▲ 0.7	▲ 21.4	▲ 12.4	245	3.7
7	1.48	1.66	1.06	1.10	11.8	4.5	▲ 6.6	▲ 9.3	▲ 8.2	▲ 6.4	▲ 20.0	▲ 13.2	248	3.8
8	1.53	1.65	1.07	1.10	13.4	▲ 0.6	▲ 6.4	▲ 9.2	▲ 4.5	▲ 8.1	▲ 19.2	▲ 12.9	231	3.5
9	1.57	1.68	1.07	1.10	18.6	6.3	▲ 0.4	▲ 1.8	0.1	▲ 1.9	▲ 14.2	▲ 8.8	233	3.6
10	1.58	1.69	1.07	1.10	12.8	1.1	▲ 5.0	▲ 6.7	▲ 6.8	▲ 6.5	▲ 15.4	▲ 10.4	233	3.5
11	1.53	1.69	1.09	1.12	0.3	▲ 4.4	▲ 11.5	▲ 10.9	▲ 14.0	▲ 10.9	▲ 13.7	▲ 11.2	219	3.5
12	1.62	1.77	1.11	1.14	11.3	5.6	▲ 3.4	▲ 4.7	▲ 7.5	▲ 5.9	▲ 11.5	▲ 8.2	210	3.4
27年 1月	1.52	1.77	1.10	1.14	5.1	3.0	▲ 3.4	▲ 6.7	▲ 9.6	▲ 5.7	▲ 10.3	▲ 9.5	231	3.6
2														
3														

- (注) 1. 学卒・日雇を除き、パートタイムを含む。
 2. 新規求職申込件数の「うち若年者」とは34歳以下の者、「うち高齢者」とは60歳以上の者で、パートを含む常用。
 3. ▲印は減少を示す。
 4. 求人倍率と全国完全失業者については月平均。
 なお、9月より一部調査区域を除き全国となっている(平成23年3月から8月までは被災3県を除いたものとなっている。)
 5. 平成25年12月以前の季調値は季節調整値替えにより改訂されている。